

事業実施・助成ガイドライン細則3 初動対応にかかる措置

(事務局の対応開始)

第1条 事業実施・助成ガイドライン第4条の出動基準に則り、事務局は対応を開始する。

2 被災規模が明確でない自然災害で、対象が地震、台風（ハリケーン、サイクロン）の場合、以下に定める基準を勘案の上、対応を開始する。

(1) 地震の場合

- ・ マグニチュード（リヒター・スケール）：7.0 以上
- ・ 震源の深さ：35 km以内
- ・ 人口：震源から 100 km以内の人口が 50 万人以上

(2) 台風（ハリケーン、サイクロン）の場合

- ・ サファール・シンプソン・ハリケーン・スケール：カテゴリー4 以上

(情報収集)

第2条 事務局と加盟団体は以下の情報の共有に努める。

(1) 自然災害被災者支援(災害規模と対応状況)

- ・ 災害の発生地、規模、人道危機の状況
- ・ 現地政府の声明、国際援助機関・組織の対応状況、日本政府の対応
- ・ JPF 出動基準による該当状況と JPF 加盟団体の対応状況

(2) 難民・国内避難民等、自然災害以外の人道危機に対する支援(人道支援の必要性和対応状況)

- ・ 人道危機の状況
- ・ 現地政府の声明、国際援助機関・組織の対応状況、日本政府の対応
- ・ JPF 加盟団体の想定している支援の全体像(出口戦略まで)
- ・ 各加盟団体の支援計画(内容、財源、体制、安全対策)

(初動対応出動の発議)

第3条 出動の発議を行う場合は、発議者は事務局と調整の上、以下の要素を明示して記載した「出動関心表明書」を事務局に提出する。

(1) 現地被災状況：災害規模や被害状況について情報根拠

紛争を含む要因による人道危機の場合、当該地の紛争分析、被災者分析を含む

(2) 各国政府、国際機関・NGO 等による支援状況について情報根拠

- ・ 国際社会に対する支援要請に関する被災国政府の方針
- ・ 国連緊急アピールや、国際 NGO 等の現地での支援着手状況
- ・ 日本国政府・機関の対応方針として外務省、JICA の支援方針

(3) 支援ニーズ：その時点で確認されている支援ニーズと想定される今後の支援ニーズの動向、その判断の情報根拠

(4) 事業展開の想定：JPF 加盟団体の対応状況と、申請団体としての今後の支援方針

(出動及び対応方針の決定)

第4条 代表理事と事務局長、外務省民間援助連携室室長、海外災害対応を所管する部長は、出動及び対応方針を審議・決定する。

(初動対応の活動)

第5条 事務局は、初動対応として以下の活動を行うことができる。また、加盟団体は、以下の活動のうち

(1)、(2)の活動を行うことができるが、事務局が行う(3)以降の活動についても協力する。

(1) 緊急人道支援活動

(2) 調査活動

(3) 調整活動

(4) 広報活動

(5) 募金活動

(6) その他、ジャパン・プラットフォームの活動に必要と認められる事業

2 加盟団体による緊急人道支援活動が行われなかった場合には、常任委員会は当該事業特定寄付金の有効な活用について決議することができる。

3. 災害・紛争発生直後の、被災者、難民・避難民の人命に関わる案件として、主な活動は以下の通り。

(1) 救助医療

(2) 食料配布

(3) 物資配布

(4) 給水

災害の場合は、概ね1ヶ月以内、紛争の場合は概ね3ヶ月以内に案件申請をし、1案件あたり5,000万円を上限とする。また事業実施は、承認から原則1ヶ月以内(事情により1ヶ月の延長は可)とする。承認は、遅くとも1週間以内に決定する。

(緊急初動調査出動の発議)

第6条 緊急初動調査が必要と想定される自然災害あるいは人道危機が発生、または明らかに大規模な自然災害が想定されると事務局が判断する場合、あるいは加盟団体より緊急初動調査の関心表明がなされた場合には、事務局長は緊急初動調査の出動を決定することができる。

2 緊急初動調査出動の発議をすることができる加盟団体は、別途資産管理委員会の定める基準を満たしている団体に限る。

3 緊急初動調査の出動を決定したときは、事務局長は事業審査委員会に報告するとともに、直ちに加盟団体に通知し事業申請の受付を行う。

(緊急初動調査の申請と承認)

第7条 別途資産管理委員会の定める基準を満たし、緊急初動調査に出動を希望する加盟団体は、別途定める緊急初動調査の申請様式で事務局に申請する。調査事業は、事務局長が代理決裁により承認する。

(緊急初動調査活動)

第8条 緊急初動調査の助成上限は、第9条第1項に準ずる。

- 2 緊急初動調査では、被災者の生命維持に関わる事象に対して緊急人道支援活動を行うことができる。
- 3 助成を受けられる団体は、1 事象につき、原則 4 団体までとする。
- 4 事象発生から 1 週間以内に現地に到着することを事業実施の条件とする。

(緊急初動調査の体制)

第 9 条 緊急初動調査の体制と助成上限は、下表の通りとする。

項目	パターン①	パターン②
国際スタッフ上限	3 人まで	4 人以上
助成上限	700 万円	1,000 万円

- 2 同一の事象に対し、複数の加盟団体から関心表明がなされた場合は、原則として合同調査団を編成も可能とする。

(緊急初動調査活動の期間)

第 10 条 緊急初動調査の事業期間は 4 週間以内とする。ただし、事業開始から 6 週間までを限度に、延長を申請できるものとする。

- 2 事業期間延長の申請に対しては、事務局が延長と延長期間の妥当性を判断する。

(緊急初動調査の報告)

第 11 条 緊急初動調査に出動した加盟団体は、現地の被害状況と活動の進捗状況について、可能な限り迅速且つ継続的に事務局に報告するものとする。

- 2 緊急初動調査に出動した加盟団体は、事業終了後、速やかに事業の実施概要について報告会を開くものとする。

(複数年プログラムへの活用)

第 12 条 初動調査の成果は複数年プログラムの策定にも活用することができる。

附則

1. この細則は、2011 年度第 2 回常任委員会の議決により改正し、2011 年 6 月 1 日より施行する。これに伴い、要領 1「初動対応要領」(2008 年 2 月 12 日施行)、附則 2「ジャパン・プラットフォームによる初動対応の開始」(2006 年度第 5 回評議会にて確認)は廃止される。
2. この細則は、2012 年度第 12 回常任委員会の議決により改正し、2013 年 4 月 1 日より施行する。
3. この細則は、2013 年度第 12 回常任委員会の議決により改正し、2014 年 4 月 1 日より施行する。
4. この細則は、常任委員会の議決(メール審議 639)により改正し、2019 年 12 月 19 日より施行する。
5. この細則は、2020 年度第 7 回常任委員会の議決により改正し、2021 年 2 月 1 日より施行する。
6. この細則は、2020 年度第 9 回常任委員会の議決により改正し、2021 年 4 月 1 日に施行する。
7. この細則は、2024 年度第 2 回常任委員会の議決により改定し、2024 年 5 月 17 日より施行する。
8. この細則は、2024 年度第 7 回常任委員会の議決により改定し、2025 年 4 月 1 日より施行する。